

議案第29号

令和8年度日野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度日野町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
鳥取県域上下水道料金システム共同化導入事業	令和8年度から令和14年度まで	30,000千円

令和8年6月11日提出

日野町長 近藤 宏

予算に関する説明書

(1) 債務負担為に関する調書

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	
鳥取県域上下水道料金システム共同化導入事業	千円 30,000			令和8年度から令和14年度まで	千円 30,000	事業収益 千円 30,000